

長期(44年)加入者の特例

Q 厚生年金保険には長期(44年)加入者の特例という優遇措置がありますが、具体的にどのような制度なのでしょうか？

A ■年金の支給開始年齢が引き上げに
特別支給の老齢厚生年金は、「定額部分」と「報酬比例部分」から成り、以前は60歳から両方とも受けられていました。

しかし、平成6年の法改正により、定額部分の支給開始年齢が60歳から64歳に引き上げられました。これらの人は、60歳から定額部分の支給開始年齢までは、報酬比例部分のみ受けることになりました。

さらに、平成12年改正により報酬比例部分の支給開始年齢が、60歳から64歳へと引き上げられることになりました。

このように年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、60歳台前半に受けられる年金

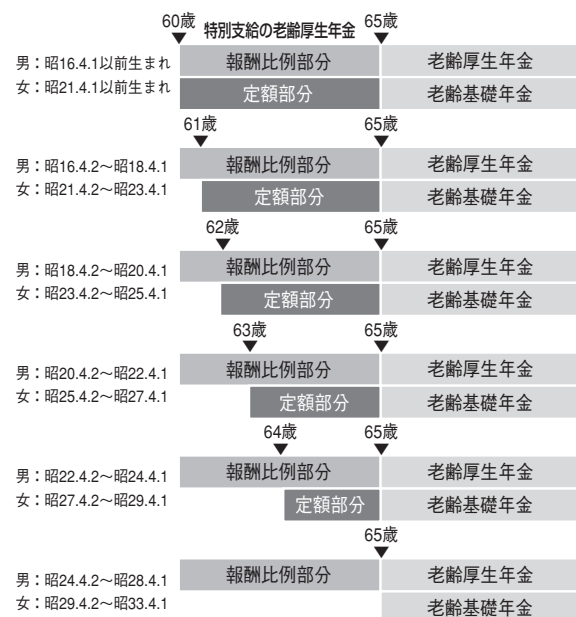
が少なくなる、あるいはまったく受けられなくなる期間が生じてしまうことになったのです(下図参照)。

■44年加入で長期加入者の特例に

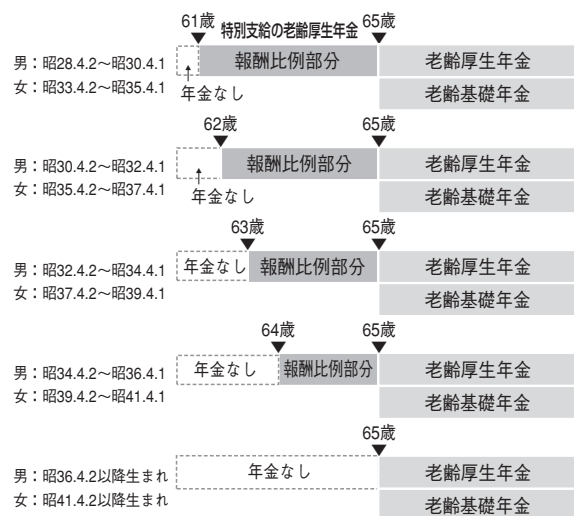
そこで、厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある長期加入者については、60歳から64歳の間で年金の支給開始年齢に到達していれば、退職(被保険者でなくなっている)していれば、44年に達した翌月から本来支給開始が遅れるはずの定額部分も報酬比例部分に合わせて支給される、「長期加入者の特例」というしくみが創設されました。

なお、定額部分が支給される場合、一定の

● 定額部分の段階的引き上げ



● 報酬比例部分の段階的引き上げ



要件に該当する65歳未満の妻がいれば、加給年金も加算されます。

【長期加入者の特例の条件】

- ①支給開始年齢に到達していること
- ②厚生年金保険の被保険者でないこと
- ③厚生年金保険の被保険者期間が44年以上あること

■高卒入社で44年間の加入が可能に

長期加入者の特例は、当時は中学校卒業と同時に入社した人が、60歳で定年退職になったときに44年を満たすケースを想定して創設されました。

しかし、高齢者雇用安定法の制定により、各企業は定年延長の措置を講じることが義務付けられ、平成23年4月現在では定年の基準は64歳となっています。

このため、高校卒業後18歳で入社した人は62歳の3月末の時点まで退職する日を送らせ

ることで、厚生年金保険の被保険者期間44年以上を満たすことが可能になりました。

同じ会社で60歳以降継続雇用ができない場合でも、他の厚生年金保険の適用事業所で被保険者となって働くことで、長期加入の特例の要件を満たすことができます。

■44年加入後も就労が可能

長期加入者の特例に該当した後も働きたい場合は、パートや契約社員になるなどで働く時間を減らすことや、厚生年金保険の適用事業所以外の会社に勤めるなどの方法があります。この場合、健康保険は任意加入(2年間)するか、国民健康保険に加入することになります。

妻が60歳未満であれば、国民年金に第1号被保険者として加入して、保険料を負担することも忘れてはいけません。

40年加入と44年加入の違い

例：昭和26年4月2日生まれ、高校卒業後入社、妻は専業主婦

